

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（1）大学・学科の設置理念

①大学

松本大学は、建学の精神である「自主独立」の精神に根ざし、基本理念に「地域貢献」を掲げ、地域に密着した教育・研究を主軸において地域社会を担う人材を育成し、もって平和で豊かな社会の創造に貢献するため、平成14(2002)年4月総合経営学部を設置し、松本大学を開学した。本学の使命・目的として、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、本学園創立の精神たる自主独立に基づく人間教育を行うことにより、地域社会の振興と地域文化の発展に資する人材を育成し、もって平和で豊かな社会の創造に貢献することとしており、これを達成するために以下のようなディプロマ・ポリシーを定めている。

【松本大学のディプロマ・ポリシー】

- 1) 地域社会を構成する一員にふさわしい基礎的能力を身につけている。
- 2) 現代社会を広い視野で分析し、自ら判断・行動できる能力を身につけている。
- 3) 「博士」「修士」あるいは「学士」として社会の期待に応えられる専門的力量を身につけている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

総合経営研究科

現在の社会は変化のスピードが激しく、それに伴うさまざまな経済・経営課題は、個別の課題であると同時に、相互に関連し複雑化していることを念頭に置けば、今後の組織経営には極めて高度な専門知識・技能が必要となっている。このような現状においては、組織全体のあり方を見通す眼だけでは足りず、地域経済全体を俯瞰する眼を持つことが求められている。

松本大学総合経営研究科の基盤となる総合経営学部には、総合経営学科と観光ホスピタリティ学科の2学科を設置している。学びの柱として、総合経営学科では、活力ある地域社会を創造する総合的な経営能力を育成するために、「企業マネジメント」・「経営戦略」・「地域産業」・「産業と心理」を、観光ホスピタリティ学科では、地域の課題を解決し、新しい地域を築いていく人材を育てるために、「観光」・「福祉社会デザイン」・「地域振興」・「地域防災」を定め、現場での実地体験・実態調査等を授業に取り入れ、地域との協力・協同を活かした教育システムで学生を育て、地域のニーズに応じて社会へ送り出すことを基本としている。

総合経営研究科は、このような社会的ニーズ並びに背景から令和4(2022)年に設置され、学部とは学術的水準が異なるものの一貫性を保ち、より高度な専門知識と技能を身につけ、経営を通じて地域社会の課題克服に寄与し得る職業人の養成をしている。本研究科は、大学が掲げる建学の精神と基本理念はもとより、目的・使命に則り、企業・団体を的確かつ効率的に経営するための専門知識と技能を身につけ、地域社会の発展方向を踏まえて一般企業をはじめ各種団体が抱える経営課題の解決に寄与し得る職業人を養成し、社会に貢献することを目的としている。本研究科の「総合経営」の名称は、一般企業だけでなく、地域経済を担うべき農業・観光・福祉等の分野における経営を包含する意味で、とすれば企業経営のみを想起しがちな「経営」ではなく「総合経営」を名乗り、同時に社会の発展方向を念頭に置いた経営手法の教育研究、との意味合いをも含めている。なお、本研究科のディプロマ・ポリシーは次の通りである。

【大学院総合経営研究科のディプロマ・ポリシー】

- 1) 経営学全般にわたる基盤的かつ高度な専門能力、および各分野について発展的かつ高度な専門知識

と技能を身につけている。

2) 企業・団体における現代的な経営課題に対する洞察力・分析力と課題解決に向けた構想力を身につけている。

3) 地域経済および企業・団体の経営について実情を正確に把握する能力を身につけている。

(2) 教員養成の目標・計画

① 大学

大学および学科などの設置理念を踏まえ、松本大学教職課程が目指す教員像は、「地域の人々との協働 (collaboration) 能力を備えた力量をもった教員」であり、その目指す教員像は、次の 4つの柱で成り立っている。

1) 自己の長所を伸ばし、得意分野をもった個性あふれる魅力的な教員

2) 地域社会への深い理解を土台とした、地域との協働能力を備えた教員

3) 「教育への情熱・使命感」などの一般に社会から教員に求められる資質・能力を身に付けた教員

4) 専門性を磨き人間力を高めるために、教員育成指標を踏まえ常に学び続ける教員

第1に、自己の長所を伸ばし、得意分野をもった個性的な教員の育成を図ることである。児童生徒ならびに教員もそれぞれ異なった個性を持っている。個性のある子どもは、個性豊かな教員の手によって初めて育つという哲理の基、松本大学では、多様性に富む児童生徒の個性を受け入れられるように、教員志望者各自の個性を最大限に伸ばす教員育成を考えている。

第2に、地域社会への深い理解を土台として、本学が特に重点をおく地域社会の人々との協働能力を備えた教員の育成である。地域の中に飛び込み、地域との連携を図り、地域の人々と交流し、地域社会が直面している諸課題を発見し、地域の人々と協働して積極的に問題解決にあたることができる資質・能力を備えた教員、その養成が、本学教職課程の基本方針である。

第3に、「教育への情熱・使命感」等の一般に社会から教員に求められる資質・能力を身に付けた教員の育成を図ることである。教員に求められる資質・能力を大きく分類すると、基礎的資質・能力、職務上の資質・能力、教育活動上の資質・能力の3つになる。本学教職課程では、これらの資質・能力を育成していくことを目指している。

第4に、教員自身の成長は児童生徒のためのものであり、教員として、教科の専門性を磨き人間力を高めることは、教職キャリアを通じて重要である。学び続ける教員像を具現化するため、都道府県・政令市教育委員会では教員育成指標を策定している。松本大学教職課程も、教員育成指標を踏まえ常に学び続ける教員像を目指している。

② 学科等 (認定を受けようとする学科等のみ)

総合経営研究科

上述の通り、松本大学大学院総合経営研究科の人材育成像に基づいて、教育的視点から次の3点に配慮できる教員養成を目指している。

1) 幅広い経営学の専門知識を有するだけでなく、複雑化する社会の変化に対応でき、また多様化する生徒のニーズを受け止め、学んだ知識・技術の活用についてまで生徒に指導できる教員

2) 教員となった後も常に探究心を持ち、自らが主体的かつ継続的に社会の変化に取り組み、その学びを生徒の指導に生かせる教員

3) これからの社会で必要となってくる「課題解決能力」を持った生徒を育成するために、それを指導できる能力を持った教員

本研究科は、経営学に関して学部教育の水準より高度な専門性をもとに、地域の経営課題を踏まえ

て確固たる地域経済の形成を理解し、上述の資質と能力を有する教員を養成する場として重要な役割を果たすと考えられる。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

総合経営研究科

認定を受けようとする課程「高等学校教諭専修免許状(商業)」

本研究科は、基礎となる総合経営学部との学術的一貫性を保っており、一般企業のみならず地域経済、特に本学が立地する地域にとって重要な農業・観光、あるいはますます重要度を高める福祉の分野などにおいて、的確かつ効率的な組織経営を実現するための、高度な専門知識・技能をはじめとする諸能力を養成することを目的としている。もっとも、教育研究領域において基礎となる総合経営学部と共通性を持ちながらも、本研究科で養成しようとする教員像は、修士論文の作成を通じて各組織の経営課題を探し、それらに対する洞察力・分析力と同時に課題解決に向けた構想力・実践力であり、学部教育に比べより高い専門性を持ち、大学院修士課程修了に相応しい教員としての能力の養成を目指している。

また、総合経営学部ならびに総合経営研究科は、県内商業高等学校とさまざまな活動をしており、研修会の開催、商品開発と販売を目的とした高校生と大学生の共同プロジェクト、商業科教員の育成など、大きな役割を果たしてきた。本学が立地する長野県には、高等学校教諭専修免許状(商業)が取得できる大学院がなく、社会的ニーズに鑑みると、この点においても本研究科の果たす役割は大きいと考える。

平成30年告示の学習指導要領では、高等学校商業科において育成を目指す人材像を「ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人」とし、それに必要な資質・能力の育成を目指すものとしている。具体的には、「商業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする」こと、「ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う」こと、「職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う」ことを3つの柱とし、これに沿ってビジネス教育を展開すべきであるとしている。上述した総合経営研究科の教育研究上の目的・理念や教育目標は、これら学習指導要領の趣旨と十二分に対応すると考えている。

本研究科では、授業科目を4つのカテゴリーに分けて編成している。経営学全般にわたる高度な専門能力を養い、大学院の水準に相応しい経営学的素養を身につけることで、総合経営研究の基盤固めを目指す科目群である「経営基盤科目」、経営学領域の各分野をより専門的に発展させ、経営課題に対する洞察・分析力とその解決策を構想する能力を涵養する科目群である「専門経営分野科目」、地域経済の主要分野について経営実態と経営のあり方を学び、経営課題に対する洞察力・構想力を身につけるための科目群である「地域経済分野科目」、修士論文の作成に向けた指導を行う「研究指導科目」である。

これらの科目群を通じ、知識・技術はもとより判断力・分析力など、さまざまな資質・能力が身につくことになる。本研究科では、座学の他に地域の現場(企業・自治体・商工会議所など)での実地体験・実態調査等を授業に取り入れるアウトキャンパス・スタディを実施している。これは、「研究指導科目」において特に研究を深めるため当然行っているが、これ以外の科目でも実施している。単に座学に終始するのではなく、可能な限り現場における体験・調査を組み合わせた教育方法を導入することにより、実践の探究がなされている。また、アウトキャンパス・スタディにより、実社会でそれに携わる人とコミュニケーションを通じ、社会との繋がり人間性を涵養することとなる。

本研究科は、高等学校教諭一種免許状(商業)の教員免許状を既に修得している大学院生を対象に、松本大学総合経営研究科の「総合経営」を通じた地域貢献という基本理念に沿って、高等学校教諭専修免許状(商業)の取得を目指している。教育職員免許法施行規則に定める科目区分に沿って、「経営基盤科目」、「専門経営分野科目」、「地域経済分野科目」の中から特に商業に関連する「経営学」、「経済学」の科目を選択し、アウトキャンパス・スタディの効果も踏まえて配置している。修了要件との関係でみると、専修免許状を取得しようとする大学院生は、「商業」専修免許状に対する開講科目からの24単位の履修以外に、少なくとも「研究指導科目」の10単位と必修科目の総合経営特論の2単位が必要となってくるので、2年間で36単位以上の履修が要求されることになる。

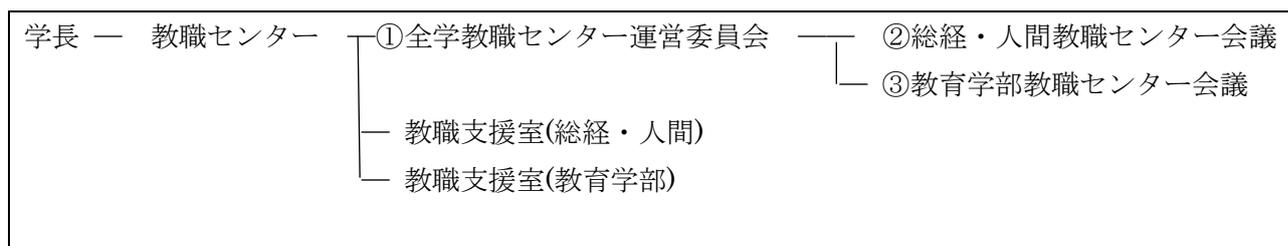
I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

組織名称：	① 全学教職センター運営委員会
目的：	教職課程全般に関する管理運営の基本的事項の審議・決定を行う。 下段②、③の組織より上程された事項について審議・決定を行う。 教職センター関係人事について検討・審議を行い、大学本体の上位会議に上程をする。
責任者：	全学教職センター長
構成員(役職・人数)：	全学教職センター長(総経・人間教職センター長)(教授1名)、教育学部教職センター長(教授1名)、総経・人間教職センター(教授1名)・(専任講師1名)、教育学部教職センター(教授1名)、教務課(課長1名)・(事務1名)、教務課教職センター(事務2名) 委員数 9名
運営方法：	毎年度、4月に教職センターの当年度の活動方針を確認・決定する。以降、必要に応じて随時、教職センター長が開催をする。
組織名称：	② 総経・人間教職センター会議
目的：	教職課程の質的水準維持・向上のために設けられた組織。 教職課程カリキュラム、授業、各種実習に関する事項の審議を行う。
責任者：	総経・人間教職センター長
構成員(役職・人数)：	総経・人間教職センター長(教授1名)・(専任講師1名)、各教科の指導法に関する科目担当(教授3名)、(専任講師1名)、教務課教職センター(事務1名) 委員数 7名
運営方法：	必要に応じて随時、総経・人間教職センター長が開催をする。
組織名称：	③ 教育学部教職センター会議
目的：	教職課程の質的水準維持・向上のために設けられた組織。 教職課程カリキュラム、授業、各種実習に関する事項の審議を行う。
責任者：	教育学部教職センター長
構成員(役職・人数)：	教育学部教職センター長(教授1名)、学科長(教授1名)、教育学部教職センター(准教授3名)、(専任講師1名)、専門スタッフ(4名)、教務課(課長1名)・(事務1名)、教務課教職センター(事務1名) 委員数 13名
運営方法：	毎月、定例で開催をする。その他、必要に応じて随時、教育学部教職センター長が開催をする。

様式第7号イ

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

教育委員会との定期的人事交流は行っていないが、本学教職課程専門員 6 名は、任期 5 年で退職校長を採用している。長野県教育委員会、松本市教育委員会、安曇野市教育委員会と必要に応じて随時連携、協力関係にある。同一学校法人の松商学園高校、連携協定締結校の県立穂高商業高校、県立岡谷東高校及び松本市立高綱中学校とは、様々な機会に意見交換をしている。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①取組名 教職課程授業「地域教育活動（選択必修 2 単位）」

連携先との調整方法： 学生各自が内諾を得た後、大学から学生の紹介及び依頼状を発行している。

具体的な内容： 各教科の授業補助、部活動補助等の学校教育活動への 30 時間以上の参加の後、実施校の活動証明書及び体験レポートの提出をもって単位の認定を行っている。

②取組名称 松本市立高綱中学校との連携協力

連携先との調整方法： 毎年 4 月頃に教職センターと高綱中学校との両者の協議により調整

具体的な内容： 各教科の授業補助、部活動補助等の学校教育活動への参加

III. 教職指導の状況

毎年度、9 月と 3 月に教職課程履修の 2 年次生から 4 年次生に教職課程履修ガイダンスを実施。3 年次生には 3 月に教育実習ガイダンスを実施。4 年次生には 4 月に教育実習ガイダンスを実施。1 年次生には教職課程希望者に対し、6 月頃に教職課程についての説明会を実施。

教職センターを設け、各種実習の手続き・書類作成サポート等を行い、教職課程の履修相談等を受け、支援に当たっている。また、教職学生への面談を行っている。

教職支援室を設け、専門スタッフ(校長経験者)が常駐し、教職課程履修学生の教職課程履修相談・支援、教育実習及び教職への進路相談・支援等の教職に関すること全般について相談を受け、支援に当たっている。